

よくある質問

分類	質問	回答
共通	対象者には案内があるのか	市で把握している対象見込みの世帯に対して案内（確認書）を郵送いたします。案内が届きましたら同封している確認書に必要事項を記入して返信用封筒にて返送をお願いいたします。
共通	支給はいつ頃か	確認書の返送後、担当課へ書類が到着次第、口座等の記載内容を確認したうえで振込処理を行うため、概ね返送から3週間程度かかります。なお、書類に不備があった場合には、対象の方への確認が必要となりますので、支給までに3週間以上を要する場合があります。
共通	前回給付金を辞退したのに、今回も案内が届いたのはなぜか	確認書の送付については個別の対応ができないため、一律にご案内させていただきます。ご了承ください。
共通	この給付金は、差し押さえの対象となるか	本給付金につきましては、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」により、差し押さえを禁じられています。
共通	この給付金は、課税対象か	本給付金につきましては、課税対象ではありません。
支給要件	子の社会保険の扶養に入っているが、対象とならないのか	本給付金では、住民税（市町村民税）の扶養（主に確定申告や年末調整等で申告するもの）の有無で判定しております。ご家族の健康保険の扶養につきましては、本給付金の支給要件に影響しません。
支給要件	市外に住んでいる子の扶養に入っているが、扶養主（子）が住民税を払っているかどうか確認したい	市外にお住まいの扶養主の課税状況は、当市では把握できませんので扶養主にご確認ください。また、被扶養を解除するかどうかについても、扶養主がお手続きする必要がありますので扶養主にご相談ください。万が一、被扶養を解除した場合、扶養主が納める税額が増額する恐れがあります。
支給要件	母は入院中で以前から単身の非課税世帯/均等割のみ課税世帯であるのに、確認書が届かないのはなぜか	令和5年度非課税および均等割のみ課税世帯向けの給付金の支給判断は令和5年12月1日時点での世帯で行います。そのため、一緒に住んでいても住民票上別世帯であれば、それぞれの世帯状況で判断します。逆に、実際は別々の場所に住んでいても住民票上世帯が同一の場合、1つの世帯としてみなし判断します。 前回の3万円の給付金事業では、別世帯の課税者から扶養されていても対象にできましたが（市町村判断）、本給付金事業では課税者に扶養されている者のみで構成される世帯は対象外と国から示されています。
支給要件	生活保護を受けているが、対象となるか	支給対象世帯に該当している場合は、給付金を受給できます。ただし、令和4年中に基準を超える収入があり、令和5年度住民税の納税通知を受けた生活保護受給中の方は、減免申請を行い決定を受けた後に申請いただく必要があります。（※令和5年度の減免申請の受付は終了しました） なお、本給付金は生活保護制度上、収入として認定しない取り扱いとなります。
支給要件	未申告者はどのような取り扱いとなるか	本市では、未申告者のいる世帯へも確認書を発送します。未申告の方については、一定の基準に相当する収入がない場合のみ、宣誓文を読んだうえで署名をし、提出することが可能です。一定の基準に相当する収入がある場合は対象外となります。速やかに申告をお願いいたします。
支給要件	令和5年1月2日以降に入国したが、対象となるか	令和5年12月1日時点で南国市に住民登録のある令和5年1月2日以降の入国者については非課税扱いとなり、世帯が非課税であれば支給対象となります。租税条約により課税を免除されている方は対象外となります。
支給要件	基準日において給付対象であった者が死亡した場合、どのような取り扱いとなるか	手続きの前に亡くなった単身世帯の場合、支給対象外です。 手続きの前に亡くなり他に世帯員がいる場合、新たな世帯主の方が申請し受給可能です。 手続きの後に亡くなった場合、相続人が給付金を相続可能です。
支給要件	令和5年1月以降収入が減少したが、申請すれば給付金をもらえるか 家計急変世帯は対象となるか	家計が急変した世帯（家計急変世帯）については、対象となりません。
支給要件	子育て世帯への臨時特別給付金を受給したが、本給付金を受け取れるか	本給付金の支給要件を満たしている場合には、子育て世帯分とは別に受給できます。
支給要件	市外の親（または子）に扶養されているのに確認書が届いたが、対象となるか	本給付金においては課税者に扶養されている被扶養者のみで構成される世帯は対象となりません。確認書が届いたとしても、支給要件に該当しない場合、支給対象外となります。

支給要件	市町村民税所得割を払っている配偶者と離婚し、現在自分の世帯には収入がないが、対象となるか	原則として、令和5年12月2日以降に離婚され、新しくできた世帯につきましては支給要件に該当したとしても給付金の対象とはなりません。 令和5年12月1日以前に離婚により住民票を分けた場合、質問者の世帯は給付金の対象となり得ます。一方、令和5年12月2日以降に離婚により住民票を分けた場合、質問者は元の配偶者と同じ世帯となるため、支給対象外となります。 但し、子ども連れの離婚の場合に限り、令和5年12月1日以降に離婚をした、もしくは離婚協議中などの場合において、戸籍や離婚協議・調定をしていることが分かる書類等が確認でき、尚且つ離婚後にできた新しい世帯が支給要件に該当すれば対象世帯と判断できる場合があります。
支給要件	平成17年4月2日以降に生まれた子どもと別世帯に住んでいるが、寮等に入っている別世帯の子ども宛に子ども加算の案内が届くか	対象児童のみの世帯には確認書は送付されません。ただし、親御さんがご自身の住民登録のある自治体で非課税世帯給付金（7万円）もしくは均等割のみ課税世帯給付金（10万円）を受給している場合は、親御さんが令和5年12月1日時点でご自身の住民登録のある自治体に対し、生計同一の旨を申し立てることで、子ども加算の対象となる可能性があります。 南国市にお住まいで支給要件に該当する親御さんには申請書を送付します。
支給要件	DVによる避難等のため世帯主と離れて生活しており、住民票を動かしていないため住民票上の世帯は同一になっているが、対象となるか	原則として令和5年12月1日時点での世帯状況で判断されます。ただし、DVによる避難等で住民票の情報と実態が異なる場合には、実際にお住まいの市町村に申し出ることにより、支給要件に該当すれば支給対象となる可能性があります。
支給要件	離婚または離婚協議中により、基準日（令和5年12月1日）時点で配偶者と世帯を分けており、現在は非課税世帯（もしくは均等割のみ課税世帯）となっているが、令和5年度は配偶者の扶養を受けている旨の申告されているので給付金対象外となっている。申請すれば対象となるか。	基準日時点で（元）配偶者と世帯が分かれており、離婚及び離婚協議中である場合や、DV等により避難している場合については、（元）配偶者の扶養に関わらず、その世帯が対象要件に該当する場合、申請することで給付金の対象となる可能性があります。南国市緊急支援給付金窓口（088-880-6580）までお問い合わせください。
申請	前回の3万円の給付金では手続きが不要であったのに、今回手続きが必要となるのはなぜか	3万円の給付金とは支給要件が異なりますので、対象外の方に誤って給付したり、対象となるのにご案内できなかったりすることのないように、本市においては確認書をお送りし必ず返送していただく必要がございます。
申請	住民票上の住所に住んでいないため、確認書の送付先を変更してほしい	原則として、住民票上の住所以外にお送りすることはできません。 送付先の変更を希望する場合は、住民票を変更していただくか、郵便局で転送手続きをする等、各自でお手続きいただきますようお願いいたします。 ※特別な事情がある場合については、南国市緊急支援給付金窓口（088-880-6580）までご相談ください。
申請	給付金を辞退したい	給付金を辞退する場合、確認書の返送は不要です。提出期限までに返送がなければ自動的に辞退扱いとなります。
制度	他の市町村と給付の開始時期や対象が違うのはなぜか	本給付金につきましては、基本的な事項は国によって定められていますが、開始時期や上乗せ給付の有無等については各市町村の判断に委ねられているため、他の市町村の給付金制度と異なる可能性があります。 また開始時期については、給付金システムの委託業者が各市町村で異なり、システムや通知書の準備に要する期間等が異なるため、他市町村と差異が発生しております。 なるべく早めに市民の皆様へ支給できるよう準備を進めておりますので、ご了承ください。
制度	コールセンターや確認書の郵送先が南国市役所になっていないのはなぜか	給付金事務に係る一部の業務は、(株)エスブルグローバルに受託して実施しています。
制度	非課税世帯には1世帯7万円であるのに、均等割世帯には1世帯10万円であるのはなぜか。	南国市では令和5年8月に非課税世帯向けに1世帯あたり3万円を支給しており、本給付金により非課税世帯に1世帯あたり7万円、同様に生活に困窮していることが推測される均等割世帯に対して1世帯あたり10万円を支給することにより、年合計で1世帯あたり10万円を支給することとした国の方針に基づいて行うものです。
制度	令和5年度非課税世帯であり、令和6年4月頃に7万円を受け取った。次の10万円ももらえるのか。	令和6年度非課税世帯及び均等割世帯向け給付金については、令和6年度の課税状況が初めて非課税または均等割となった世帯が対象であり、令和5年度非課税もしくは均等割世帯に該当し既に給付金を受け取った世帯については対象となりません。
令和5年度均等割	給付金の対象となるか確認したい	対象世帯には5月28日付で確認書を発送しました。
令和5年度均等割	均等割のみ課税世帯給付金の支給時期はいつ頃か。	6月中旬以降から順次入金されます。入金には受付から3週間程度かかります。

令和5年度 子ども加算	子ども加算の支給時期はいつ頃か。	令和5年度均等割世帯については、6月中旬以降から順次入金されます。入金には受付から3週間程度かかります。 令和5年度非課税世帯については、7月以降となる見込みです。
令和5年度 子ども加算	児童扶養手当を受給しているのに、子ども加算の案内が来ない。	こども加算は児童扶養手当を受給している児童を対象としているものではありません。令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に属する平成17年4月2日以降に生まれた児童が対象となります。
令和5年度 非課税	確認書の提出を忘れていたので、提出期限を過ぎたが提出したい。支給してもらえるか。	提出期限は令和6年5月31日（消印有効）です。緊急支援給付金窓口は17時15分までです。それ以降の提出は受け付けません。
令和6年度	他の市町村で令和5年度の給付金を受け取ったが、令和6年度の確認書が届いた。私は受給できますか。	他市町村で給付金を受給した世帯または世帯主は、本給付金の対象外となります。当市では他市町村での受給実績を把握していないため確認書が届くことがございますが、「■1.確認欄」に該当しないため、確認書を提出することはできません。万が一他市で受給の上、当市でも同様の給付金を受給したことが分かった場合は返還を求めます。
令和6年度	給付金の判定は、定額減税前の市町村民税額か？それとも減税後の市町村民税額か？	給付金の対象の判定は、定額減税前の市町村民税額で行います。